

# この現場で働く皆さまへ

この工事には  
世田谷区公契約条例による  
**1人工**あたりの**最低額**が  
定められています！



**ご自身の賃金が下限額を下回っていないかご確認ください!!**

※世田谷区公契約条例では賃金の下限(最低)とすべき額を定めており、「労働報酬下限額」と呼んでいます。

労働報酬下限額一覧(1日あたり(8時間)に換算した金額) [労働報酬下限額: 令和6年3月告示]

号	職種	下限額	号	職種	下限額	号	職種	下限額
1	特殊作業員	24,056円	20	トンネル作業員	24,992円	39	板金工	27,544円
2	普通作業員	21,592円	21	トンネル世話役	32,640円	41	サッシ工	25,840円
3	軽作業員	14,960円	22	橋りょう特殊工	27,968円	43	内装工	26,608円
4	造園工	22,016円	23	橋りょう塗装工	28,560円	44	ガラス工	25,416円
5	法面工	26,864円	24	橋りょう世話役	32,728円	45	建具工	22,872円
6	とび工	26,520円	25	土木一般世話役	26,352円	46	ダクト工	22,952円
7	石工	26,696円	26	高級船員	31,112円	47	保温工	22,272円
8	ブロック工	24,824円	27	普通船員	25,080円	49	設備機械工	22,440円
9	電工	25,592円	28	潜水士	40,120円	50	交通誘導警備員A	16,152円
10	鉄筋工	26,272円	29	潜水連絡員	29,328円	51	交通誘導警備員B	14,112円
11	鉄骨工	23,800円	30	潜水送気員	28,480円	第1号から第51号までに該当の労働者 であっても、事業者が労働者等との 合意の下で見習い又は手元等の未熟練 労働者と判断する者及び年金等の受給 のために賃金を調整している者 12,320円		
12	塗装工	27,800円	31	山林砂防工	26,096円			
13	溶接工	28,736円	32	軌道工	46,240円			
14	運転手(特殊)	24,568円	33	型わく工	25,504円			
15	運転手(一般)	20,064円	34	大工	24,480円			
16	潜かん工	29,840円	35	左官	26,184円			
17	潜かん世話役	35,360円	36	配管工	22,952円			
18	さく岩工	30,264円	37	はつり工	24,312円			
19	トンネル特殊工	28,816円	38	防水工	29,072円			
								上記以外の職種 10,640円

※労働報酬下限額は、国土交通省が示す公共工事設計労務単価を基に設定しています。

## 世田谷区公契約条例とは？

世田谷区と事業者が結ぶ契約(公契約)に関する基本方針を定めたもので、適正な入札手続きを実施し、労働者の適正な労働条件の確保、事業者の経営環境の改善等を通じて、区民福祉の向上を図ることを目的とした条例です。

## 現場の労働条件を確認するには？

世田谷区ではチェックシートにより、労働条件を確認しています。このチェックシートは事業者・労働者をはじめどなたでも区の契約担当窓口で閲覧できます。

閲覧場所：財務部経理課契約係  
教育政策・生涯学習部教育総務課経理係

世田谷区公契約条例や労働報酬下限額などの最新情報はホームページで！



世田谷区財務部経理課公契約担当  
TEL.03-5432-2965 FAX.03-5432-3046